

高句麗の五部と中国の「部」についての一考察

川本, 芳昭
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/25769>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 24, pp.1-24, 1996-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

高句麗の五部と中国の「部」についての一考察

川本芳昭

はじめに

高句麗の所謂五部制度については戦前からの長い研究の蓄積がある⁽¹⁾。しかし、そうした研究を振り返るとき、三国志魏書卷三〇東夷伝、高句麗の条に、

本有五族、有涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部。本涓奴部為王。稍微弱。今桂婁部代之。

と見える三国時代の高句麗語を音訳したと考えられる五つの部（以下これを五族という）と、翰苑卷三〇蕃夷・高麗の条に、高麗紀を引いて（原文の校訂は、吉田光男氏に拠る⁽²⁾）、

五部皆貴人之族也。一曰内部。即後漢書桂婁部、一名黃部。二曰北部。即絶奴部、一名後部、一名黒部。三曰東部。即順奴部、一名左部、一名上部、一名青部。四曰南部、即灌奴部、一名前部、一名赤部。五曰西部。即消奴部、一名右部、一名下部、一名白部。其北部如燕。内部姓高、即王族也。高麗称無姓者、皆内部也。

とある記事に見える東西南北といった方位に基づいて区別された五つの部（以下これを五部という）とがどのような関係にあったのか、換言すれば右の高麗記の記事は内部を桂婁部に、北部を絶奴部に、東部を順奴部に、南部を灌奴部に、西部を消奴部に当てているが、こうした理解は正しいのか否かという問題は、戦後の三品彰英氏⁽³⁾、矢沢利彦氏⁽⁴⁾などの研究の後さしたる展開をみることなく、正しくないとする見解が優勢な状況のもとに、研究者の意見が対立したまま今日に至っている。

一方、韓国では、とりわけ一九七〇年代以降の研究では、盧泰敦、李鍾旭、崔在錫、余昊奎氏などの研究⁽⁵⁾に見られるように、古代国家の形成過程の追求にその研究の中心がおかれ、「那」の実態、及びその変遷過程、或いは政治権力の中央集権化過程の具体的、理論的追求が三国史記高句麗本紀等の研究を踏まえながら行われているが、五族、五部制理解の上で必須と考え

られるこの問題に関する考察は、不充分のまま残されている。また、北朝鮮では三国時代を封建国家の時代と把握する立場から、高句麗を早期的封建国家と見做す見解等が提出されているが、やはり先述した角度から五部と五部との直接的関連を追求する研究は見られないようである。しかし、後漢書卷八五高句麗伝に見える五族についての唐の章懷太子の註にも、

案今高麗五部、一曰内部、一名黃部、即桂婁部也。二曰北部、一名後部、即絶奴部也。三曰東部、一名左部、即順奴部也。四曰南部、一名前部、即灌奴部也。五曰西部、一名右部、即消奴部也。

とあり、高麗記と同様の理解が見える。それ故、内部を桂婁部に、北部を絶奴部に、東部を順奴部に、南部を灌奴部に、西部を消奴部に当てる理解の当否の検討は高句麗の歴史を考える上で極めて重要な意味をもつものであると言えよう。本稿は理論的要請や日朝における高句麗本紀の史料の価値をめぐる論争を念頭に置きつつも、そもそも五部と五部とを同じとする高麗記の認識は何故存在したのかという基本的問題に対する私見を述べようとするものである。

また、高句麗の五部制は百済の五部・五方制に影響を与えたとする有力な見解がある。筆者はそうした考えに大筋において賛同するものであるが、百済の五部の「部」という用語が高句麗で使用された「部」という用語を念頭において採用されていたことは確かなこととしてよいであろう。また、新羅には周知の如く梁部、沙梁部、牟梁部、本彼部、漢岐部、習比部の六部があった。また日本の古代において部民と呼ばれる存在があったことも周知のことである。これら各々の「部」の内容、実態は相互に大きく相違する面をもつものであるが、朝鮮、日本における「部」という用語の主要な淵源の一つが高句麗のこの五部制にあったと考えることは北東アジアの古代史を考える際、大筋を逸した考えではあるまい。では高句麗はこうした「部」の考えを独自に創始したのであるか。それとも他の何れかからの影響のもとにこれを採用したのであるか。これが本稿で追求しようとする第二の問題点である。

一 高句麗五部制の理解をめぐって

本節では、五族と五部を同じとする高麗記の理解が何故存在したのか、という点について考察する。その際まず注目されるのは、先述の翰苑卷三〇蕃夷・高麗の条の五部の記述が、内部、北部、東部、南部、西部の順になされていることである。五部の記述を内部から始めることには問題はないが、その後の並び方は、東西南北の四方の説明をなす場合の通例の順序と

しては異例のことといえるであろう。しかし、この五部の順序は無秩序に記述されているわけではない。何故なら高麗記の内部（桂婁部）、北部（絶奴部）、東部（順奴部）、南部（灌奴部）、西部（消奴部、即ち消奴部）という記述は、内部を一応除くと、北を起点として右回りに記述されているからである。また、高麗記の内部（桂婁部）、北部（絶奴部）、東部（順奴部）、南部（灌奴部）、西部（消奴部、即ち消奴部）という比定が仮に正しいとすれば三国志に見える消奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部は、西、北、東、南、内という順に記述されていることになり、これもまた右回りに記述されていることになる。これらは偶然の結果であろうか。北史卷九四百濟伝に、高句麗の五部の影響を受けたとされる百濟の五部・五方について、

其都曰居拔城、亦曰固麻城。其外更有五方。中方曰古沙城。東方曰得安城。南方曰久知下城、西方曰刀先城。北方曰熊津城。……都下有方（周書百濟伝は都下有方家）、分爲五部。曰上部、前部、中部、下部、後部。部有五巷。士庶居焉。部統兵五百人。五方各有方領一人、以達率爲之。方佐貳之。

とあり、翰苑卷三〇百濟の条の「西據安城、南隣巨海」の註に、李泰の括地志を引いて、

括地志曰、百濟王城、方一里半。北面累石爲之。城水（下？）可方（万？）余家。即五部之所也。一部有兵五百人。又國南二百六十里、有古沙城。城方百五十里步（ママ）。此其中方也。方繞（統？）兵千二百人。國東南百里、有得安城。城方一里。此其東方也。國南三百六十里、有卞城（久知下城の誤脱）。城方一百卅步。此其南方也。國西三百五十里、有力光城（刀先城？）。城方二百步。此其西（方字脱）也。國東北六十里、有熊津城。一名固麻城。城方一里半。此其北方也。……

とある。池内氏に拠れば百濟の五方とは都外の五部のことである¹¹。つまり、百濟には都下の五部と都外の五方（部）とがあったわけであるが、このうちの上部、前部、中部、下部、後部の五部は、先に引用した翰苑卷三〇の、

五部皆貴人之族也。一曰内部。即後漢書桂婁部、一名黃部。二曰北部。即絶奴部、一名後部、一名黒部。三曰東部。即順奴部、一名左部、一名上部、一名青部。四曰南部、即灌奴部、一名前部、一名赤部。五曰西部。即消奴部、一名右部、一名下部、一名白部。

とある記事を踏まえれば、高句麗の東部、南部、内部、西部、北部に該当することになる。つまり百濟の都下の五部は、中

部を除けば東部を起点として右回りに記述されていることになる。また、都外の五方（五部）は、前引の北史の記事に見えるように、中方、東方、南方、西方、北方の順に記述されており、翰苑に引かれた括地志も中方、東方、南方、西方、北方の順に記述されている。このことは北史と括地志とが依拠した資料が同源のものであったことを推測せしめるが、その検討は暫く措くとしても、この高句麗の影響を受けたとされる百済の五部、五方が高句麗の五部と同じく中部（内部）から始まって右回りに記述されていることは注目すべき事柄であると言えるであろう。

ではこの右回りの記述は何を意味するのであろうか。次にこの点について考えてみよう。高麗記は、内部（桂婁部）、北部（絶奴部）、東部（順奴部）、南部（灌奴部）、西部（涓奴部、即ち涓奴部）の五部が、五行思想の方色の思想に基づく別称、すなわち黄部、黒部、青部、赤部、白部という別称をもつていたとしている。しかし、この黄黒青赤白という次序は、五行生成説の水火木金土に応じた方色の黒赤青白黄の次序とは相違する。また、五行相生説の木火土金水に応じた方色の青赤黄白黒の次序とも相違する。また、五行相勝説の木土水火金に応じた方色の次序、青黄黒赤白の次序とも相違する。つまり、高麗記の黄部、黒部、青部、赤部、白部の次序は五行思想に基づく次序とは関係のないことがわかる。

また、翰苑には先述の記事に続けて、

又内部雖王宗、列在東部之下、其国従事、以東為首。故東部居上。

とする意味未詳の記述が見えるが、ここに見える「列」とは何を意味するのであろうか。王統が涓奴部から桂婁部に移ったとされる以前の序列、すなわち三国志の記述に見える涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部の序列を指しているのだろうか。もしそうであるとすれば、王統が移った後も「国の従事」においては従来の序列が存続していたことになる。つまり、こうした理解に立てば、右の記事は王族たる内部すなわち桂婁部の「国の従事」における序列が、王族となっても三国志に涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部と見える第五位の位置にあつたことを示している可能性が生じるのである。また、「以東為首」とある点に注目し、先に見た北史卷九四百濟伝の記事や翰苑卷三〇百濟の条の「西據安城、南隣巨海」の註に引く李泰の括地志の記事が、高句麗の五部制の影響を受けたと考えられる百済の五部、五方を東を起点として東南西北の順に記述していることをも勘案すると、この場合の「列」とは東方重視する方位の順を意味しているのではないかと考えられるのである。

この内部と東部の「列」をめぐる私見は未だ推測の域を出ていないが、少なくとも右の翰苑の「列在東部之下」、「以東為首。故東部居上」とある記述からは、東部の位置が他の諸部に比べ高い、或いは先行する位置にあったことが窺えるのである。

また、この三国志、翰苑の両記事の記述の第二位に見える絶奴部は、三国志魏書卷三〇東夷伝高句麗の条に、
絶奴部、世與王婚、加古羅加之号。

と見えるように世々王と婚をなす集団であった。こうした集団が王族に次いで第二位に記述されていることは、それが婚族であったためなのか、或いは第二位であったがために婚族とされるようになったのか定かではないが、少なくともこの順序に一定の意味があったことを示しているとされよう。

以上で明らかにした三点、すなわち、高麗記における五部の記述が右回りに記述されていること、東部が王族、婚族に次いで第三位に位置づけられていること、三国志の五族の記述においても婚族たる絶奴部に次いで第三位に位置づけられていることの三点から次のことが言えるであろう。すなわち、三国志における五族の記述の順序は、王統が涓奴部から桂婁部に移ったとする記述を勘案すると、高麗記の五部の記述の順序と一致するということである。

この際、高麗記に見える内北東南西部といった五部の順序が、三国志、或いは魏略などの先行する関連史書の記述に影響されたということは考えられる。しかし、それにしてもその五族の順序に従って記述されている五部が右回りに記述され、婚族、東部の順位にも高麗記と三国志の記事との間に一致が見られるということは、五族、五部の記述における順序の一致が単なる偶然ではないことを示しているとされよう。

以上、五族と五部との関連を追求することとの関連で、高麗記の内部(桂婁部)、北部(絶奴部)、東部(順奴部)、南部(灌奴部)、西部(涓奴部、即ち涓奴部)という記述の順序は三国志のそれと一致しているということ、三国志の涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部という記述の順序には一定の意味があるということ等を明らかにしてきたが、このことから次の点が指摘できるであろう。すなわち、涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部、或いは内部、北部、東部、南部、西部という順序は、三国志や高麗記を一見すると王族であるか、王の婚族であるかといった各部の勢力の強弱を踏まえて記述されているのみに見えるが、そのみではなく高句麗国内における各部の「列」の実態をも踏まえたものであるというのがそ

れである。

ところで、白鳥庫吉氏は、絶奴部の絶はツングース語の *duie*、あるいは朝鮮語の *tu* の対音で、後あるいは北の義であり、順奴部の順はツングース語の *zeunge*、*zunge*、蒙古語の *zegun*、*zun* などと語形を同じくし、左あるいは東の義であり、涓奴部の涓はツングース語の *han*、*ange*、*an* の対音で右の意であり、灌奴部の灌は高麗時代の朝鮮語の *hang*、*日*）と同一語で、日方という義から転じて南方という語となったものとし、五族の各名称は五部の各名称の訳語であったか。この後この考えは矢沢利彦氏などに受け継がれているが、この際、白鳥氏の言語学的比定が高句麗語が如何なる言語であったかを復元した上での考察ではない点は注意しておく必要がある。一方、今西龍氏や池内宏氏のように五族と五部とはその性質を異にしているとし、前者は部族、氏族であり、後者は行政区画であるとする理解も存在する。こうした理解は細部においては相違した面も見られるが、基本的にはその後三品彰英氏、井上秀雄氏など多くの研究者によって受け継がれ今日に至っている。こうした観点から、例えば、池内宏氏は、五族と五部との関係について、

……（翰苑に見える高麗記が）涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部等、三国時代に於ける高句麗の五族を五部の各に配当したのは、附会の甚だしいものであつて、魏略の原文を掲げると同時に「五部皆貴人之族也」という語さえ添えてあるのを見ると、これは必ず高麗記の撰者自身の机上の造作でなければならぬ。

と述べ、三品彰英氏は、

五族と五部とが全く無関係なものであることは既に一二学者の論考を経たところで、少なくとも章懷太子の説（本稿でいう高麗記の説……括弧内筆者加筆）が漢魏時代の制度と唐時代現存の制度とを、その間の時間的隔たりを無視して、単純に両者を結び附けたものであることは一読して分明であり、そこには五族に関して何ら新しい史料をプラスするものではない。

と述べている。

こうした従来の研究史を踏まえつつ、先に考察したことから窺える五族と五部との一致という想定を置いてみると、右の池内氏や三品氏の理解は一方的な理解のように筆者には思えるのである。

では五族と五部とは全く同じ実質をもつものであつたのであろうか。次にこの点を、三国志に見える涓奴部、絶奴部、順

奴部、灌奴部、桂婁部等の「部」の実態追求という点から考えてみよう。涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部等の五族は内部たる桂婁部を除けば何れも「部」の直前に「奴」という用語を伴っているが、この「奴」について白鳥氏は朝鮮語の四方を表す nyok と対音であるとした。しかし、これはやはり三品氏が論証したように、本来土地を意味する言葉であり、「奴」集団は（以下、三国史記の用法に従い「奴」を「那」と表記する）*hido*（部族）或いは「原始的小国」（三品氏の用語に拠る）であつて *dan*（氏族）ではないとするべきであらう。とすれば涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部の末語として付けられている「部」は、理解を容易にするため中国的発想のもとに付け加えられた用語であることになるが、三国志魏書卷三〇東夷伝、高句麗の条には、拔奇と伊夷模との抗争を伝え、

建安中、公孫康出軍擊之、破其国（高句麗）、焚燒邑落。拔奇怒為兄而不得立（兄たる拔奇が不肖として国人は小子であつた伊夷模を擁立した）、與涓奴加各將下戸三万余口詣康降。

つた伊夷模を擁立した）、與涓奴加各將下戸三万余口詣康降。とある。ここに見える「涓奴加」の「涓奴」は涓奴部のことである。「加」は高句麗における貴族であり、モンゴル語における *khan*、*han*（可汗）、契丹語の呵に相当する語であるが、ここに「涓奴加」とあり「涓奴部加」とないことは涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部の末語として付けられている「部」が理解を容易にするための単なる付加語であることを如実に示しているとされよう。つまり涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部の「部」は報告書や史書の作者が漢語の用法に従つて付加したものであり、先に論証したことをも踏まえると、三国志に見える五族の実態は「東西南北・那」集団と、内集団（王族）とを意味していたと考えられるのである。

ではこの「東西南北十那」集団と、内集団（王族）の実態とは如何なるものであつたのであろうか。次にこの点について考えてみよう。まず指摘しておくべきことはこの那がすでに単純な血族集団、地縁集団としての部族ではないという点である。「東西南北十那」と、内（王族）であるからには、そうした体制が出現した背景に王権の存在が当然のこととして想定され、それ以前の社会体制が王権によつて変革されたのちの姿がそこに現れていると考えるべきであらう。しかし、先に見たような「加」の存在、或いは三国志魏書卷三〇東夷伝高句麗の条に、

王之宗族、其大加皆称古雛加。涓奴部本国主。今雖不為王、適（嫡）統大人、得称古雛加。亦得立宗廟、祠靈星社稷。絶奴部、世與王婚、加古雛加之号。諸大加亦自置使者、早衣先人、名皆達於王、如卿大夫之家臣。会同坐起、不得與王

家使者阜衣先人同列。

とある史料に見えるような「嫡」統大人」の存在、祭祀の保持、陪臣の存在、絶奴部と王家との婚姻の存在等から、三国志段階の「那」集団が集団としての自立性をいまだ濃厚に保持していたことは注意しておかなければならない。この意味において、五族と五部とが全く同じ実質のものであるとする考えは、後代の五部が行政区画的、軍制的性格を濃厚にもち、族的性格が希薄なものであることを踏まえると、成立しえないと言うことが出来るであろう。つまり五族と五部の一致は専ら東西南北といった呼称面での一致であつたと考えられるのである。

二 高句麗における部の起源をめぐって

本節では、本稿の冒頭で指摘した第二の問題点、即ち高句麗の「部」という用語の起源について考察する。

まず第一に指摘さるべきことはこの「部」という用語が漢語であるだけに、その用語としての起源は朝鮮にはなく中国にあるという点である。とすれば朝鮮にこの用語が伝わり、本稿で取り上げているような意味として用いられるようになったのはいつなのかという点が次に問題となるが、この点に関して、三国志魏書卷三〇東夷伝、東沃沮伝には、

漢武帝元封二年、伐朝鮮、殺満（衛満）孫右渠、分其地為四郡、沃沮城為玄菟郡（このとき高句麗県は玄菟郡の属県）。

……沃沮還属楽浪。漢以土地広遠、在單單大嶺之東、分置東部都尉、治不耐城、別主領東七県。時沃沮亦皆為県。漢光（建）武六年、省辺郡、都尉由此罷。

とある。前漢時代の楽浪郡には郡太守の指揮の下、郡内の軍務をみる都尉が置かれていた。楽浪郡にはこの東部都尉の他に、昭明県に南部都尉も置かれていたが、このような「部」都尉の存在は少なくとも前漢時代には、部分、或いは行政区画の通称としての「部」という漢語が朝鮮の地で既に使用されていたことを伝えているとされよう。かつて白鳥氏はこの点に注目し、

漢土においては前漢時代に既に五部の都尉を設けたり（中部、東部、西部、南部、北部の各部都尉のこと……括弧内筆者加筆）。この官職は内地にも置かれしが、主として邊境の諸郡に設けられ、殊に北邊の地に多かりき。而して邊境の諸郡に置かれしものは蠻夷の歸降せるものを統無し、又その侵寇に備ふる任務を帯びたりき（満洲歴史地理箭内氏漢代の

朝鮮七六……括弧内原文のママ)。……五部の都尉は前漢の時より東西二方面の邊境にも多く置かれしかば、此の制度はまた自ら高句麗にも伝わりしなるべし。五部の制は其の後渤海、契丹、女眞、蒙古の諸民族の間にも轉傳せしが、此の事に就いては別に題目を設けて説くべければ、爰には之を省く。

と述べた。高麗記の五部が内部、東西南北部の五部であることを考えると、高句麗の五部にこの五部都尉の思想が何らかの形で関連していることは否定できない。しかし、中国における辺郡都尉は嚴耕望氏の研究においても明らかのように、一部に五部都尉全てが設置された例はなく、多くて中部、東部、西部都尉といったような三部、大部分は右述の三国志東沃沮伝に見える樂浪郡に東部都尉、南部都尉が設置されていたように、一、二部都尉の設置を見たのみであった。また、三国志の五族は前節で論じたように、当時の高句麗においてはあくまでも「東西南北十那」集団と内集団（王族）、換言すれば「那体制」をとって存在していたのであり、三国志の「部」という表現は漢族が報告や史書を記述する際、中国の概念を用いて高句麗の社会を記述したために生じていると考えられる。もし、五部都尉という思想の直接的影響下に五族、五部制が出現したのであれば、三国志の記述に「部」とともに「奴」の文字が現れるのは不可解である。つまり、高句麗の五部制が漢の五部都尉体制の直接的影響下に出現したとはまず考え難いのである。

ところが、前節で考察した翰苑所引の高麗記に見える内、東、西、南、北部における「部」の場合は三国志段階とはその趣を異にしている。何故なら三国志記卷二〇高句麗本紀第八、榮留王紀、二十五年（六四二）の条に、

春正月遣使入唐朝。王命西部大人蓋蘇文、監長城之役。
とある。この記事は三品彰英氏の研究に見えるように資治通鑑等の中国側の文献には見出だせないものである。それだけに高句麗側の原史料に拠った可能性がある。また、日本書紀卷二九天武天皇、九年五月丁亥の条には、

高麗遣南部大使卯問、西部大兄俊徳等朝貢。

とある。この記事は日本においても東西南北部といった方位部の呼称が高句麗の人物を呼ぶ際用いられたことを伝えているが、こうしたことを日本の側が捏造したとは考え難く、高句麗側がその様に名乗ったからであると考えられる。また、一九一三年に平壤府鏡齊里大同江畔城壁中より発見されたとされる石刻に、

丙戌十二月、漢城下後部小兄文達蒞、自此西北行涉之。

とあり、一九一三年に忠清北道忠州郡老隱面の山中で発見された建興五年銘光背に、

建興五年歲在丙辰、佛弟子清信女上部兜奄造釋迦文像、願生生世世值佛聞法一切衆生同此願。

とあり、後部、上部の存在を伝えているが、これらの記事は先の高麗記の記述と合わせ考えた際、当時高句麗自らがその国内において「部」という体制を取り、「部」という呼称を用いていたことを伝えていると考えられるのである。(因みに、高麗記の記述によればここに見える後部は北部を、上部は東部を指す。)すなわち高句麗の歴史においては、三国志の五族の時代から高麗記の時代の五部の時代までの間に何らかの原因により変化が生じ、それまでの「那」が「部」に改編されたことが想定されてくるのである。とすればここに密接に関連することが予想される、次の二つの問題が生じることになる。すなわち、その一は、その変化は如何なる影響のもとに生じたのかという点であり、その二は、その変化は何時生じたのかという点であるが、以下この問題を考えてみることにしよう。

三国志記卷四九蓋蘇文伝に、泉蓋蘇文によるクーデターを伝えて、

蓋蘇文、姓泉氏。……其父東部大人対盧死。蓋蘇文当嗣、而国人以性忍暴惡之、不得立。蘇文頓首謝衆、請攝職、如有不可、雖廢無悔。衆哀之、遂許嗣位。而凶殘不道。諸大人與王密議、欲誅。事洩。蘇文悉集部兵、若將校閱者、并盛陳酒饌於城南、召諸大臣、共臨視。賓至盡殺之。凡數百人。馳入宮、弑王、断為數段、棄之溝中、立王弟之子臧為王、自為莫離支。……

とある(新唐書卷二二〇高句麗伝、旧唐書卷一九九高麗伝、資治通鑑卷一九六、唐紀一二、貞觀十六年(六四二)十一月丁巳の条、略同)。右に見える「大人」とは何であろうか。右からは「大人」の五部の兵権を握る封建諸侯の如き側面が窺えるが、三国志魏書卷三〇東夷伝、高句麗の条には、先に見たように、

王之宗族、其大加皆称古雛加。涓奴部本国主。今雖不為王、適(嫡)統大人、得称古雛加。亦得立宗廟、祠靈星社稷。絶奴部、世與王婚、加古雛加之号。諸大加亦自置使者、早衣先人、名皆達於王、如卿大夫之家臣。会同坐起、不得與王家使者早衣先人同列。

とあり、既に三国時代の高句麗にそのような「大人」が存在したことを伝えている。対唐戦争期の「大人」とこの三国志の時代の「大人」の實質とを全く同じものと考えすることはできないが、対唐戦争期の「大人」について考える際、三国志の時

代の「大人」の存在はその参考とすることはできであろう。

一方、同伝、東沃沮の条には、

東沃沮在高句麗蓋馬大山之東、浜大海而居。……国小、迫于大国之間、遂臣属句麗。句麗復置其中大人為使者、使相主領。又大加統責其租稅。

とあり、同伝、倭人の条には、

其俗、国大人皆四五婦。下戸或二三婦。……下戸與大人相逢道路、逡巡入草。

とある。前記事には、「高句麗は其の中に大人を置いて高句麗の官である使者と為し治めさせた」とあることから、大人には官としての性格を持つ場合があつたことが窺える。また、後記事の大人は、支配階層の上位にあるものを指していると考えられるが、これらのことから、三国志における大人の用語は言わば普通名詞のように、かなりの広範な意味内容をもつて使用されていたと考えられる。

そもそも漢語における大人とは、有徳者、長上などに対する尊称であり、その用法は極めて広いものがある（趙翼『陔余叢考』卷二七、大人の条参照）。上記の事例はそうした線に沿う用法ということができるが、先の泉蓋蘇文の伝記に見える東部大人のような「方位部十大人」の用法は、そうした大人の一般的な用法のなかでも特殊な意味合いをもつ用法といえることができるであろう。また、新唐書卷二二〇高句麗伝には、泉蓋蘇文について、

有蓋蘇文者。或号蓋金。姓泉氏。……父為東部大人対盧死、蓋蘇文当嗣。……

とあるが、東部大人が大対盧と併記されていることからして、当時の高句麗にはそうした役職、或いは官職が存在していたことを窺わせる。また、先に見たように高句麗側の原史料に拠つた可能性がある三国史記卷二〇高句麗本紀第八、荣留王紀、二十五年（六四二）の条に、

春正月遣使入唐朝。王命西部大人蓋蘇文、監長城之役。

とあるものもそうした考えを支えるところがあるであろう。

いま中国側の史書からこうした「部十大人」の事例の若干を挙げてみると、後漢書卷八九南匈奴伝に、匈奴が分裂し、南匈奴となる直前の日逐王比（後の南单于）について述べ、

比密遣漢人郭衡奉匈奴地圖。(建武)二十三年、詣西河太守求內附。兩骨都侯頗覺其意、會五月龍祠、因白單于(輿單于)、言與隗日逐(日逐王比)夙來欲為不善、若不誅、且亂國。……比懼、逐斂所主南辺八部衆四五万人、待兩骨都侯還、欲殺之。……二十四年春、八部大人共議立比為呼韓邪單于。……其冬、比自立為呼韓邪單于。

とあり、同書卷九〇鮮卑伝に、桓帝の時のこととして、

鮮卑檀石槐者……遂推以為大人。檀石槐乃立庭於彈汗山獸仇水上。去高柳北三百余里。兵馬甚盛。東西部大人皆歸焉。……乃自分其地為三部。從右北平以東至遼東、接夫餘、濊貊二十餘邑為東部。從右北平以西至上谷十餘邑為中部。從上谷以西至敦煌烏孫二十餘邑為西部。各置大人主領之。皆屬檀石槐。

とあり、魏書卷一〇三字文莫槐伝に、

匈奴宇文莫槐、其先南單于遠屬也。世為東部大人。

とある。こうした用例は煩を避け、ことさら他の例を挙げることは省くが、漢唐間の中国の史籍には枚挙に遑がないほど見出だすことが出来るものである。この際、こうした場合の「大人」が部落、部族の酋長という意味を濃厚にもつものである点が注目される。

また、先に述べたように三国志東夷伝に見える、加、大加、古雛加の「加」はモンゴル語における Khan、han (可汗、汗)、契丹語の向に相当する語であり、もともとの意味は族長を意味しているが、このことは取りもなおさず高句麗の官位制がそうした北方文化の影響を受けていたことを示していると考えられ、この点を踏まえると高句麗における「大人」、「方位部十大人」の用法にもそうした影響が想定されてくるのである。よって次に先に指摘した問題点、すなわち高句麗における「部」の変化が如何なる影響のもとに何時生じたのかという点を明らかにするために、高句麗と同時代の北アジアの民族である匈奴、鮮卑の「部」の制度に見られる高句麗の五部制との関連を追求してみることにする。

匈奴の「部」の制度と、高句麗の五部制とを追求する際、先述の後漢書卷八九南匈奴伝の「八部大人云々」の外に、晋書卷九七北狄・匈奴伝に、

後漢末、天下騷動。羣臣競言、胡人猥多、懼必為寇、宜先為其防。建安中、魏武帝始分其衆、為五部。部立其中貴為帥、選漢人為司馬、以監督之。魏末、復改帥為都尉。其左部都尉所統可万余落、居於太原故茲氏梟、右部都尉可六千余落、

居祁県、南部都尉可三千余落、居蒲子県、北部都尉可四千余落、居新興県、中部都尉可六千余落、居大陵県。

とある曹操による南匈奴五部の設置が注目される。⁽³⁰⁾この曹操による南匈奴五分割の年次については右の晋書北狄伝、江統伝、載記、或いは通典等の史書はいずれも「建安」中と記すのみであるが、前後の情勢より見て、建安二十一年（二一六）頃のことと考えられる。また、ここに見える五部の呼称、左右南北中部の呼称は、漢族による制御を受けながらの改編という相違はあるが、先に見た翰苑所引の高麗記の記事の内容と類似するといえることができるであろう。先に都尉について考察した際、五部都尉の設置は多くの場合一、二部の設置にとどまり、五部すべての設置を見た郡はないということを指摘したが、この南匈奴五部には東西南北部、中部といった五部全ての存在が確認できるのである。では高句麗の五部はこの南匈奴の五部制の影響を受け成立したということができるであろうか。このように考えることが許されるならば、その導入の時期として三国魏による高句麗征討の前後が浮かび上がってゆく。⁽³¹⁾しかし、この匈奴五部制と高句麗五部制との関連については、やや結論的について筆者はそこに高句麗の五部制の直接の淵源を求めることは出来ないと考ええる。その理由は第一に、匈奴の五部制は、南匈奴のそれまでの生活形態を踏まえたものではあるが、上で述べたようにその一方で、漢族による制御を受けながらの改編という面をもっているからである。第二に、匈奴五部のうち左部都尉が置かれた茲氏県は現在の山西省汾陽県にあたり、右部都尉が置かれた祁県は現在の山西省祁県、東南にあたり、中部都尉が置かれた大陵県は現在の山西省交城県の南西にあたるが、その各々の地点を地図上に追うとき、それらが現在の山西省の九平澤の西側、東側、北側に位置することがわかり、高麗記の左部↓東部、右部↓西部と逆になっているからである。換言すれば匈奴のそれは北面した場合の左右として設置されており、高句麗のそれは南面した場合の左右として設置されているのである。この差異は小さなことのようにもあるが、何を左に位置づけ何を右に位置づけるかは、服制上の左衽の問題などを持ち出すまでもなく重要な意味を孕んでいることを思うとき、この左右の食い違いは大きなものがあるといえるであろう。第三に、これが筆者が先に述べたような考えをとる最大の理由であるが、匈奴五部が成立し、三国魏に征討された高句麗がその制度を導入したのであるならば、洎奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部に見えるような「奴」という用語が何故、匈奴五部が成立した建安二十一年（二一六）より後の史料に拠ったと考えられる三国志の記述に依然として見えるのかという点である。この点は、単に高句麗の旧来の用法に従ったからともいえるが、しかし、そうであるならば「奴」という用語が高句麗後期の高麗記段階になって

も用いられる場合があった筈であるが、管見の及ぶ限りではそうした事例は存在しないのである。こうした理由により筆者は高句麗の五部制の直接の淵源を匈奴五部制に求めることは出来ないと考ええる。ただ、部都尉制に見られるような中国の政治思想としての五部（中部、東西南北部）という考え、及び先に見た匈奴や鮮卑に見られる「部」制と「部」大人制といった北方文化の高句麗政治体制への影響というより大きな視座から見ると、この匈奴の五部制もまた、漢代の五部都尉制、或いは鮮卑檀石槐の三部制同様、高句麗五部制の淵源と系譜的に連なっているということは注意しておくべきであろう。

ところで、魏書卷八四儒林・陳奇伝には、北魏時代の河北の人、陳奇について、

陳奇、字脩奇、……祖刃、仕慕容垂。……（秘書監游）雅曰、君身且小人、君祖父是何人。祖、燕東部侯釐。雅質曰、侯釐何官也。奇曰、三皇不佞礼、官名豈同哉。故昔有雲師、火正、鳥師之名。以斯而言、世革則官異、時易則礼變。公為皇魏東宮内侍長。侍長竟何職也。由是雅深憾之。

とある。右は陳奇の祖父・陳刃が、鮮卑慕容部出身の慕容垂が三八四年に華北に建国した後燕の「東部侯釐」という官に任じたことを伝えているが、この際、この官が「内侍長」という官と対比的に取り扱われていることは注目すべき事柄である。何故ならこの官はかつて考察した如く当時の北魏にあつては極めて鮮卑色の濃厚な官であつたからである。また、この「侯釐」という官に関連すると考えられるものとして、資治通鑑卷九八、晋紀二〇、穆帝永和六年（三五〇）三月甲子の条に、

僞（慕容僞、五胡十六国の一、前燕の皇帝、慕容垂の兄）使中部侯釐慕輿督薊中留事、自將擊鄒恆於魯口。

という記事がある。ここに見える侯釐と先に見た侯釐とは同じ鮮卑語を漢字を用いて表記したものであろう。また、鮮卑と同じ北アジアの民族である突厥の官には葉護（yabghu ヤブク）、設（shad シャド）、特勤（tegin テギン）、頡利発（iltebel イルテベル）、俟斤（aikin イルキン）、吐屯（tudun トドン）等の官称号があつた。この内、イルテベル、イルキンは何れも部族（イル）の首長を意味した。また、白鳥庫吉氏は「東胡民族考」の用語解「侯勸地何」の条において、「東部侯釐」の官をおいた鮮卑慕容部と同じ鮮卑族に属する、北魏拓跋部に存在した「侯勸地何」という官について、

『南齊書』卷五七魏虜伝を案するに、「又有侯勸地何比尚書、莫提比刺史、郁若比弋千石」とあれば、拓跋の侯勸地何は漢の尚書に比すべき顯官なり。蒙古語にては無上なる・卓越せる・主要なる優秀なる・主君・長上を erkin、erkin という（Kowal、p268）。思うに拓跋語侯勸地何の侯勸はこの erkin の對音ならんか。漢人の譯法を見るに、外國語にして一

綴音の末尾に現はるゝr、i音は、往々にして譯出せられざることあり。例えばTurk語のarslanを阿薩蘭と譯するの類即ち是なり。されば托跋語の俟歟は蒙古語のerkinのr音を略したる形と見做すべし。……此言はまた契丹にも行われたりと見えて、『遼史』卷一六の国語解に「夷离董統軍馬大官、会同初改爲大王。」とある夷离董は正しく蒙古語のerkinの對音にて、托跋語の俟歟と比すべき言なるべし。乾隆十二年改刊の『金國語解』に「諸移里董部落墟砦之首領、詳穩移里董本遼語、金人因之、而稍異同焉、移里董即伊呀格因(igen)」とあれば女眞にても遼制に則りて、移里董即ち夷离董の官を設けしなり。……また俟歟地何の地何の意義を案ずるに、長城附近の蒙古語にては頭をtarigun、tologhai、Khalkha語にtologi、Buryat語に……。若しも以上の解釈に誤りなしとすれば托跋語の俟歟地何は蒙古語erkin-tologhaiの略譯にて、首長の義なるべし。

と述べている。³⁴つまり、これらのことから「東部俟釐」、「中部俟釐」という官のもともとの意味はそれぞれ「東部の首長」、「中部の首長」を意味していたと考えられるのである。³⁵とすればそれは漢語としての「大人」と極めて相似した用語ということが出来るであろう。

ところで、魏書卷一一〇食貨志に、慕容部と同じ鮮卑族である拓跋部の建てた北魏の初代道武帝のときのこととして、
天興初、制定京邑。東至代郡、西及善無、南極陰館、北盡參合、爲畿内之田。其外四方四維置八部帥以監之。……
とあり、同書卷一一三官氏志、天賜四年の条に、

五月、增置侍官、侍直左右、出内詔命、取八国良家、代郡、上谷、広寧、雁門四郡民中年長器望者充之。

とある。つまり、北魏には方位によって区分された八部、八国とよばれるものがあつたことがわかる。この八部は鮮卑によつて占められ、そのほとんどは軍籍に付けられていたが、次代明元帝のときのこととして、同志泰常二年の条に、

夏、置六部大人官。有天部、地部、東西南北部。皆諸公爲之。大人置三属官。

とあることから窺えるように、この方位部は変遷を遂げながらも、八方、四方の方位、及びその中核をどのように考えるかによつて命名されており、その長官は大人と呼ばれていた。³⁶北魏の大人によるこうした方位部体制の淵源は、魏書卷一一一刑罰志に、北魏建国前のこととして、

魏初、礼俗純朴、刑禁疏簡。宣帝南遷、復置四部大人、坐王庭決辭訟。……神元因循、亡所革易。

とある記事に見える四部大人制、或いは先に見た檀石槐の三部体制にまでも遡ると考えられるが、この鮮卑拓跋部が慕容部と同じく檀石槐の三部体制の中から出現してきた鮮卑族の一派であったという点を踏まえると、先に見た魏書陳奇伝に見える慕容部の「東部侯釐」、資治通鑑に見える「中部侯釐」はこの北魏における方位部大人体制と同根から出現したものであると言えるであろう。

一方、晋書卷一〇八慕容廆載記に、

石勒遣使通和。廆拒之、送其使於建鄴。勒怒、遣宇文乞得龜擊廆。廆遣皝（慕容皝）拒之、以裴嶷右部都督、率索頭為右翼、命其少子仁、自平郭趣柏林、為左翼、攻乞得龜、克之。

とあり、右部都督という官の存在を伝えている。右で論じたように、魏書陳奇伝に見える慕容部の「東部侯釐」、資治通鑑に見える「中部侯釐」の淵源は、北魏における方位部大人体制と同じところにあると考えられるが、とすればそうした体制は慕容垂の後燕が継承した前燕にも存在したと考えてまず間違いないであろう。そのような観点にたつて右の「東部侯釐」や「中部侯釐」が存在した燕国における右部都督という官の存在に注目すると、右部都督は西部都督とも呼ばれた可能性が生じる。もしこうした推測が当を得たものであるならば、隋書卷八一高麗伝に、

復有内評外評五部褥薩。

とあり、北史卷九四高句麗伝に、

復有内評五部褥薩。

とあり、旧唐書卷一九九上、高麗伝に、

大城置褥薩一、比都督

とあり、翰苑の「官崇九等」の条の註に、

其大城置褥薩、比都督。

とあり、旧唐書卷一九九上、高麗伝に、

大城置褥薩一、比都督。

とある都督に比された褥薩との関連で興味深いといえよう。それは、旧唐書卷一九九上、高麗伝に、貞觀十九年の唐太宗親

征の安市城攻撃のときのこととして、

高麗北部僭薩高延壽、南部僭薩高惠貞、率高麗靺鞨之衆十五万、来援安市城。

とあり、その同じ高延壽と高惠貞について、冊府元龜卷一七〇帝王部、来遠、唐太宗、貞觀十九年七月の条の詔に、高麗位頭大兄理大夫後部軍主高延壽、大兄前部軍主高惠貞。

とあり、北部僭薩高延壽と南部僭薩高惠貞をそれぞれ後部軍主と前部軍主と記しているからである。つまり、先に見た前燕の右部都督が西部都督でもあったとするならば、高句麗と前燕には極めて類似した官が存在したことになるのである。

以上のように考えてくると、高句麗の「部」制はそれまでの高句麗の五族制の伝統を踏まえながら、直接的にはその強大な隣国であった燕国から導入されたのではないかと想定されてくるのである。泉蓋蘇文やその父が西部大人、或いは東部大人であったことを勘案すると、そうした考えはかなりの蓋然性をもつと筆者は考えるのである。

因みに、末松保和氏は資治通鑑卷一九六、貞觀十六年十一月丁巳の条に、

營州都督張儉奏、高麗東部大人泉蓋蘇文、弑其王武、……自為莫離支。其官如中国吏部兼兵部尚書也。

と見える莫離支（マカリ支）について、マカリは大、支は尊敬の接尾語であり、「大人」を意味するとした。また、武田幸男氏も、莫離支が大人の対訳であることは正しいと思うとした。こうした事柄は大人が漢語であることを明示しており、それだけに先に示した私見を支えるところがあるろう。また、「方位部十大人」という記述は、管見の及ぶ限りでは対唐戦争期における高句麗の事例を最後として以後の東アジアの史書にはその事例を見出だせなくなる。また、高句麗側の史的記録には、高句麗の滅亡のため、或いはその原史料が王家の系譜、王曆、伝承記事であったがために、「方位部十大人」というような記述が数多く伝承される蓋然性は元々小さいものであったと考えられる。こうした点も上で述べた筆者の想定を支えるところがあるであろう。

ではこうした想定が正しいとすれば、高句麗に「部」の制が出現した時期はいつであろうか。この点に関し、かつて池内氏は、

次に問題となるのは、上述の如き都内の部制の創められた年代である。……百済に於いては、晩くも武寧王の時（西紀五〇一―五二三）から同じ部制が当時の国都固麻城（熊津）にあったとすべきであり、そうして其の部制の起源は、百

濟自身にあるとするよりも、高句麗にあると見るのが自然であろうと思われるのである。さすれば高句麗に於ける都下の部制の設定の時代は、平原王から上に陽原王・安原王・安臧王を溯つて、第二十一代文咨明王（西紀四九二—五一九）の頃より以前に置くことができるわけである。しかもその上限を決めるとすれば、憶測に依るより外ないが、南北朝の初め、丸都（一名国内城）から平壤城に移つた第二十代長寿王が、王の十五年（西紀四二七）における新都の経治に際して此の制を創めたのでは有るまいかと余は思う。

と述³⁹べ、武田幸男氏は、五部について、

五部は王都に集住した支配層の政治的結集体の五分組織、五地域区分であつた。各部には褥薩（地方長官）が置かれ、いつそうその性格を強めてゆき、要言すれば部族・部族連合から地域・行政区画へと大きな変化、発展の途をたどつたといえよう。それがいつの時期かは不明であり、今のところ確かめられる限りでは六世紀、古くみつもつても五世紀とまりであるが、四世紀に溯る可能性は残しておきたい。五族と五部との間には大きな違いはあるが、しかしその問題を考える場合に部族と地域とを機械的に対立させてきたことを含め、支配階級の政治的結集にかんする再検討を具体的に進める必要がある。

と述べている。⁴⁰つまり、五族から五部への変化の時期を確定することは残念ながら史料制約のため今のところ困難なのである。池内氏がその時期を平壤遷都の時期に置くのは、氏が五部制を行政区画とする立場に立つているからである。ただ従来の研究には右に見えるように、そこに、筆者が指摘する燕国との関連を想定するものがないことは注意すべきであろう。この点に関連して、武田氏は右に引用したように、「……古くみつもつても五世紀どまりであるが、四世紀に溯る可能性は残しておきたい。」と述べているが、氏は或いはそうした点をも想定しているのかもしれない。いまこの点をやや具体的に見てみよう。

三国史記卷一八、高句麗本紀第六に、故国原王のときのこととして（資治通鑑卷九七晋紀一九、成帝咸康八年十一月、同紀、康帝建元元年二月、晋紀二二穆帝永和十一年十二月条等に拠る）、

十二年（三四二）……十一月、號（慕容號）自將勁兵四万、出南道、以慕容翰慕容霸為前鋒、別遣長史王寓等將兵万五千、出北道、以来侵。王（故国原王）遣弟武、帥精兵五万拒北道、自帥羸兵、以修南道。慕容翰等先至戰、號以大衆

継之。我兵大敗。左長史韓壽斬我將阿佛和度加。諸軍乘勝、逐入丸都。王单騎走入断熊谷。將軍慕輿涅追獲王母周氏及王妃而帰。……(號) 癸美川王廟、載其尸、収其府庫累世之宝、虜男女五万余口、焼其宮室、毀丸都城而帰。十三年、春二月、王遣其弟、称臣入朝於燕、貢珍異以千数。燕王號乃還其父尸。猶留其母為質。秋七月、移居平壤東黄城。……(二十五年、三五五) 冬十二月、王遣使詣燕納質修貢、以請其母。燕王雋許之、遣殿中將軍刀龕、送母周氏帰国。以王為征東大將軍營州刺史、封棗浪公、王如故。

とあり、同書同卷に、広開土王のときのこととして(資治通鑑卷一一一、晋紀三三、安帝隆安四年条等に拠る)、九年(四〇〇)春正月、王(広開土王)遣使入燕朝貢。二月、燕王盛(後燕第三代皇帝・慕容盛)以我王(広開土王)礼慢、自將兵三万襲之。以驃騎大將軍慕容熙為前鋒、拔新城南蘇二城。拓地七百余里、徙五千余戸而還。

とある。つまり、前燕、後燕時代において高句麗はその隣接国たる鮮卑慕容部の脅威にさらされ、その冊封国の位置に甘んじざるをえなかったのである。このような状況下におかれた際、その圧力にさらされる国家が他の強大な国家の制度、とりわけその軍制の影響を受けることは容易に想像されるところである。筆者が本稿で論じた事柄に誤りがなければ、那(奴)から部への変化が生じた時点が存在するはずであるが、その変化が、故国原王のとき、部大人制という国制をもち高句麗に隣接した強国前燕による高句麗攻撃によつて、高句麗がその国家的危機の状況に直面したことを契機として生じた蓋然性は極めて高いものがあると筆者は考えるのである。

ところで、百濟後期の王都(泗泚城)が置かれた韓国忠清南道・扶餘にある扶餘博物館の所蔵にかかる百濟五部標石について、田中俊明氏は、

(以下の二例は……括弧内筆者加筆)ともに郷校・定林寺址付近で発見。

1、「前部」(図6)

2、「上部前部川自此以□□□」(図7)

(上部、前部の地(川は土地の意味であろう……原文のママ)はここから以……)

これらの発見された地点が原位置であるという保証はないが、そうであると仮定した場合、定林寺址や郷校あたりを境界として、上部と前部が分かれていたことにならう。

とし、他の出土遺物とあわせ百濟五部の泗泚城における配置の比定を行っているが、もしこうした考えが成立するならば筆者はこうした田中氏の考察に賛同する）、百濟五部制の模範となった高句麗の五部制においても必ずやこうした行政区画的側面が存在したであろう。このことは自ずと高句麗の都・平壤にもそうした制度が既に存在していたことを想定せしめる。以上述べたことを勘案すると、高句麗における五部制導入の時期は遅くとも平壤遷都の時期を下ることはない想定されるのである。

むすびにかえて

本稿で指摘した点を要約し結びにかえる。

- 一、高麗記の五部の記述は、右回りに記述されている。
- 二、涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部という順序は一定の意味があつたと考えられる。
- 三、三国志に見える五族と高麗記に見える五族とはその記述の順序に一致が見られる。
- 四、それ故、五族の呼称は高句麗語の五部を漢字音で表記したものと考えられる。
- 五、五族はそれが四方、或いは前後左右と内を意味するだけに、その編成に既に王権の介在が想定される。
- 六、漢語としての「部」を用いて、高句麗の人々がその「奴」を表記することは三国志段階ではなかつた。
- 七、高麗記の段階の「部」は高句麗の人々が意識的に用いている。
- 八、それ故、高句麗の歴史の何れかの時期に「奴」から「部」への変化が生じたと考えられる。
- 九、「部」+「大人」制は匈奴や鮮卑などの北方民族の政治体制を漢語表記したものである。
- 十、前燕や後燕にも「部」+「大人」制があつたと考えられる。
- 十一、泉蓋蘇文の任じた「東部大人」という官はそうした制度をもっていた高句麗に隣接した強国である燕国の影響を受けたと考えられる。
- 十二、そのことは、遼れば漢代における五部都尉制から始まる中国の政治思想や Khan の称号や部大人といった北方民族の

国制等の諸淵源からの影響の下に、五部制が直接的には燕国の影響を受け出現したことを想定せしめる。

十三、その変化は故国原王のとき高句麗が前燕の攻撃によって国家的危機を迎えたことを契機として生じた蓋然性が高く、遅くとも平壤遷都の時期を下ることはないと考えられる。

註

- (1) 那珂通世「朝鮮古史考——句麗の五族」(『史学雑誌』五編一〇号、一八九四年、『那珂通世遺書』、大日本図書、一九一五年再収)、白鳥庫吉「丸都城及国内城考」(『史学雑誌』二五編四号、一九一四年、『白鳥庫吉全集』三卷、一九七〇年、岩波書店再収)、今西龍「高句麗五族五部考」(『史林』六卷三号、一九二二年、『朝鮮古史の研究』、国書刊行会、一九七〇年再収)、池内宏「高句麗の五族及び五部」(『東洋学報』一六卷一号、一九二六年、『滿鮮史研究』、上世篇第一冊、吉川弘文館、一九五一年再収)、「高句麗の五部について」(『埼玉大学紀要——人文・社会』一三号、一九五四年)、三品彰英「高句麗の五族について」(『朝鮮学報』六輯、一九五四年、末松保和「朝鮮三国・高麗の軍事組織」(『古代史講座』第五卷、学生社、一九六二年)、末松保和「朝鮮史著作集」第三卷、吉川弘文館、一九九六年再収)等参照。
- (2) 翰苑の原文には「五部皆貴人之族也。一人内部。即後漢書桂楼部、一名黄部、一名黄部。二曰北部。即絶奴部、即名後部、一名黑部。三曰東部。即順奴部、一名在部、一名上部、一名青部。四曰南部、即灌奴部、一名前、一名赤部。五曰西部。即消奴部也、一名右部。其北部如燕。内部姓高、即王族也。高麗称無姓者、皆内部也。」とある。本論で引用した校訂文については吉田光男「翰苑」註所引「高麗記」について(『朝鮮学報』八五輯、一九七七年)参照。
- (3) 後漢書、高麗記には消奴部とあり、三国志には消奴部とある。
- (4) 三品氏前掲論文参照。
- (5) 矢沢氏前掲論文参照。
- (6) 盧泰敦「三國時代の『部』에 關한 研究」——成立과 構造를 中心으로——(『韓國史論』二号、一九七五年、ソウル大学校韓國史学会)、李鍾旭「高句麗初期의 地方 統治 制度」(『歴史学報』九四・九五合輯号、一九八二年、歴史学会)、崔在錫「高句麗の五部」(『한글전통사회의 구성과 변동』、文学과 知性社、ソウル、一九八六年)、余昊奎「高句麗初期那部統治体制の成立과 運営」(『韓國史論』二七、一九九二年、ソウル大学校韓國史学会)参照。本稿を草するにあたって、韓国史研究彙報(国史編纂委員会編)、歴史学報「回顧と展望」(『歴史学会』)が閲読し得た上記以外の論考を以下に掲げる。徐永大「高句麗平壤遷都の動機——王權と中央集權的支配体制の強化과 정과 關係하여——」(『韓國文化』二号、一九八一年、ソウル大学校韓國文化研究所)、李基白「高句麗の國家形成問題」(『韓國古代의 國家와 社会』、歴史学会、一九八五年)、金賢淑「高句麗初期那部の分化와 貴族의 姓氏」(『慶北史学』一六輯、一九九三年)。なお、琴京淑「高句麗の那에 關한 研究」(『江

原史学」五号、一九九一年)、田美姬「高句麗初期의王室交替와五部」(『한국사학논총』、永郵朴永錫교수화상기념논총、一九九二年)、と題する論考があるが、閲読の機を得ていない。

(7) 例えば崔在錫氏は、「なぜ那の五部名(本稿の五族)から東西南北の方向の五部に変わったのかということについては前述のように今後の課題として残る。」と述べている(崔氏前掲論文六一頁参照)。

(8) 송영중「고구려사」1(과함백과사전종합출판사、一九九〇年)、림종상「고구려에서의 중앙집권적 통치체제의 편성 과정에 대하여」(『력사과학』、一九七九年、一、二〇号)

(9) 池内氏前掲論文参照。因みに、田中俊明氏は「百濟後期王都泗泚城をめぐる諸問題」(『激動の古代東アジア——6・7世紀を中心に』、帝塚山考古学研究所、一九九五年) 九九頁〜百頁において、一九九五年五月から泗泚城宮南池の調査で発見された木簡に西部、中部の名称の見えることを報告している。

(10) 平野邦雄氏は「部」の文字は大別して「べ」と「トモ」の両様に訓まれる。それは、「部」がべ(部)とトモ(伴)の二つの実態よりなることを示すものであろう。内田銀蔵氏は、「べ」を漢語「部」の字音「ブ」の転じたものと考え、津田左右吉氏は、内田説をさらに進めて、わが部民制が百濟の官司の諸部や、行政区画としての五方五部制の影響を受けて成立したとき、朝廷の記録を司っていた百濟の帰化人Ⅱ史部が、本国の習慣に従い、漢語の「部」とその字音の「べ」を、わが伴(トモ)の制度にも適用したのであろうと説き、これがほぼ現在の定説となっている。」と述べている(同氏『大化前代社会組織の研究』(吉川弘文館、一九六九年) 七一頁参照)。同著一三一頁註四も合わせ参照のこと。なお、筆者はかつて「四、五世紀の中国と朝鮮・日本」(『アジアからみた古代日本』新版古代の日本第二巻、角川書店、一九九二年)と題する拙稿において、当該時代におけるこれら諸国の国制の関連について、私見を示したことがある。

(11) 池内氏前掲書、三三四頁以下参照。

(12) 王統の移動については、三品氏前掲論文参照。

(13) 白鳥氏前掲論文四四〇頁以下参照。

(14) 矢沢氏前掲論文参照。

(15) 今西、池内氏前掲論文参照。

(16) 三品氏前掲論文参照。

(17) 井上氏訳『三国史記』(平凡社、一九八三年)に見える「部」に関する氏の多くの註には、例えば高句麗本紀第四の註24において「唐代の高句麗五部は行政区画、五族は地縁的な部族集団で、両者は実質的に無関係と見られる」等とある。

(18) 池内氏前掲論文三六七頁参照。

- (19) 三品氏前掲論文、一項「高句麗の五族——那集團」、一五頁参照。
- (20) 三品氏前掲論文、七項「那集團の部族的性質」、三九頁参照。
- (21) 白鳥庫吉「東胡民族考」(『白鳥庫吉全集』四卷、岩波書店、一九七〇年所収)可汗の条、及び同「可汗及可敦称号考」(『白鳥庫吉全集』五卷、岩波書店、一九七〇年所収)参照。
- (22) 今西氏は前掲論文において「朝鮮古史の研究」四一〇頁、「魏志に記せる部の文字は高句麗に包括せらるゝ部族なるが故に附せしものにならずして其各部族の名稱には本来無き語なり」として、筆者と視角は異なるが、似た指摘をしている。
- (23) 矢沢氏前掲論文参照。
- (24) 白鳥氏前掲論文「丸都城及国内城考」四四六〜七頁参照。
- (25) 嚴耕望「中国地方行政制度史 上編卷上 秦漢地方行政制度」(中央研究院歷史語言研究所專刊之四五、一九七四年)三章、郡尉の項参照。
- (26) 三品彰英「三國史記高句麗本紀の原典批判」(大谷大学研究年報第六集、一九五三年)一二頁参照。なお、三國史記高句麗本紀については津田左右吉「三國史記高句麗紀の批判」(『津田左右吉全集』一二卷、岩波書店、一九六四年)をも参照のこと。
- (27) これらの金石文については、田中俊明「高句麗の金石文——研究の現状と課題」(『朝鮮史研究会論文集』一八集、一九八一年)参照。
- (28) 因みに、韓国における研究では「那部」(涓奴部、絶奴部、順奴部、灌奴部、桂婁部等)と「方位部」(東西南部)という用語が用いられ、そこには五族による「那部」体制が大祖大王の時代には既に出現していたとする見解も見られる。盧泰敦氏前掲論文二三〜四頁参照。なお、余昊奎氏前掲論文二〜五頁をも合わせ参照。
- (29) ただし、旧唐書卷一九九高麗伝はここに見える「東部大人」の東部を西部とする。新唐書卷二二〇高句麗伝や、資治通鑑卷一九六、唐紀一二、貞觀十六年(六四二)十一月丁巳の条は東部とする。因みに、旧唐書には、「西部大人蓋蘇文攝職有犯。諸大臣與建武議欲誅之。事洩、蘇文乃悉召部兵、云將校閱、并盛陳酒饌於城南。諸大臣皆來臨視。蘇文勒兵盡殺之。死者百餘人。焚倉庫、因馳入王宮、殺建武。立建武弟大陽子藏為王。」とある。また、大対盧(マカリタロ)は十三等官位制の第一位をしめた高句麗の最高官位であり、国家の最高會議を運営するとともに、国政全般を執行した(武田幸男「高句麗官位制とその展開」(『朝鮮学報』八六輯、一九七八年所収)、同著「高句麗史と東アジア」(岩波書店、一九八九年)再収参照)。
- (30) 南匈奴については内田吟風「北アジア史研究 匈奴篇」(同朋舎、一九七五年)「南匈奴の研究」参照。
- (31) 三國魏の高句麗遠征については池内宏「曹魏の東方計略」(『満鮮地理歴史研究報告』、一二冊、一九二七年)、『満鮮史研究』上世篇第一冊再収)参照。
- (32) 内侍長については、拙稿「北魏の内朝」(九州大学東洋史論集』六号、一九七七年)参照。

- (33) 護雅夫・神田信夫編『北アジア史(新版)』(山川出版社、一九八一年)九二頁参照。
- (34) 白鳥氏前掲論文「東胡民族考」一八四頁、「俟懃地何」の条参照。
- (35) 周書卷四九異域上、庫莫奚伝に、「庫莫奚、鮮卑之別種也。其先為慕容晃所破、松漠之間。後為五部。一曰辱紇主、二曰莫賀弗、三曰契箇、四曰木昆、五曰室得。每部置俟斤一人。」とあるが、ここに見える「俟斤」は俟斤のことであろう。つまり、契丹と同族であり、北魏と同時代に存在した庫莫奚にも俟斤が存在し、そこに五部の体制が存在したことは興味深い。
- (36) 北魏の大人、部については、山崎宏「北魏の大人官について」、『東洋史研究』九巻一五、六、一〇巻一、一九四七年所収)、拙稿「北魏高祖の部落解散と高祖の部族解散——所謂部族解散の理解をめぐって」、『佐賀大学教養部紀要』一四巻、一九八二年所収)、同「北朝社会における部族制の伝統について」、『佐賀大学教養部紀要』二二巻、一九八九年)等参照。
- (37) 末松保和『新羅史の諸問題』(東洋文庫、一九五四年)、一五八頁〜六一頁参照。因みに「支」については白鳥氏前掲論文「可汗及可敦称号考」(『白鳥庫吉全集』五巻、一七〇頁以下)参照。
- (38) 武田氏前掲書『高句麗史と東アジア』三八二頁参照。
- (39) 池内氏前掲論文三七〇〜七二頁参照。
- (40) 武田幸男「朝鮮三国の国家体制」(『朝鮮史研究会論文集』一七号、龍溪書舎、一九八〇年)四五頁参照。
- (41) 田中氏前掲論文「百濟後期王都泗泚城をめぐる諸問題」九一頁参照。